

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額（以下この項）を「課税山林所得金額（次号）に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）を「課税退職所得金額（同号）に改める。

第34条に次の3項を加える。

3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号才中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは

「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第39条第1項中「除く」の次に「。第3項において同じ」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第44条の7第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

第44条の9中「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

附則第6条の次に次の見出し及び3条を加える。

（個人の道民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第6条の2 法附則第7条第1項に規定する申告特例対象寄附者は、当分の間、同項に規定する寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第28条の4の規定による申告書の提出に代えて、第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、当該寄附金を受領する都道府県、市町村又は特別区の長に対し、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に法附則第7条第1項に規定する申告特例通知書（次項及び次条第1項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項において「申告

特例の求め」という。)を行った者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第3項第1号に掲げる事項に変更があったときは、申告特例の求めを行った都道府県、市町村又は特別区の長に対し、同条第4項の規定により、当該変更があった事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

第6条の3 所得割の納税義務者が前年中に第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、当分の間、申告特例控除額を当該納税義務者の第26条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第26条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第26条第2項に規定する課税総所得金額から第26条の2第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第6条の4 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の道民税についての前条第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第7条の3第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第7条の4第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改め、同条に次の2項を加える。

4 法附則第11条の4第4項の規定により改修工事対象住宅（同項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 改修工事対象住宅の新築年月日
- (4) 改修工事対象住宅の取得年月日
- (5) 改修工事の内容及び工事期間
- (6) 個人に譲渡した年月日
- (7) 譲渡を受けた個人の住所及び氏名
- (8) 譲渡を受けた個人が居住の用に供した年月日
- (9) その他知事が必要と認める事項

5 第44条の8から第44条の10までの規定は、改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第44条の8第1項中「前条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第44条の10において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「附則第7条の4第4項第1号から第5号までに掲げる事項その他知事が必要と認める事項及び法附則第11条の4第4項の規定の適用があることとなる予定年月日」と、「前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該土地の上に2年以内に特例適用住宅に該当する住宅が新築されること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等に該当する住宅を取得する」とあるのは「改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、同項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第44条の9中「第44条の7第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、第44条の10第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第44条の7第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「第4号及び第

7号並びに附則第7条の4第4項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。
附則第7条の5第2項及び第3項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第8条の2の3第2項中「をいう。次項」の次に「から第5項まで」を加え、「同条第4項から第7項」を「附則第8条の2の5第6項から第11項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「次項」の次に「から第5項まで」を加え、同号ア中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第8条の2の5において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「第4項」を「以下この号及び附則第8条の2の5」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第8条の2の5において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第8条の2の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第2項第2号中「次項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同号ア(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「附則第8条の2の5第4項から第7項」を「附則第8条の2の5第6項から第11項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総

重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第3項第2号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第8条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 (7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 (2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。 (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。 (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定め	る窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (7) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 附則第8条の2の3に次の1項を加える。 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第8条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。 (1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 附則第8条の2の5第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(7)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(7)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。 イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸
--	---

化物の値の4分の1を超えないこと。

- (㊦) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。
イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(㊦) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第9項中「第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第2項から第7項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項を削り、同条第7項中「次に掲げる自動車」の次に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成27年3月31日（第1号）」を「平成29年3月31日（第4号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「であって」を「（第11項において「バス等」という。）であって」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に」を「車両安定性制御装置に」に、「（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令附則第4条の6第10項に規定するものに」を「で総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び第11項において同じ」を加え、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で総務省令附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「（総務省令附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。）」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で総務省令附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減

制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第8条の2の5中第7項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第8条の2の5第6項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第8条の2の5第5項」を「附則第8条の2の5第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項各号中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第8条の2の3第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第8条の2の3第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で

初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第8条の2の3第5項に規定するガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の7第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（政令附則第10条の2の2第1項に規定する自動車を除く。）その他これらに類するものとして同条第2項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第8条の2の7第1項第3号中「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項第4号中「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項第5号中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

5 前項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第61条の14第

1 項の規定の適用については、同項中「並びに報告対象期間」とあるのは、「報告対象期間」と、「その他の」とあるのは「並びに報告対象期間に行った附則第8条の2の7第4項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の」とする。

附則第9条の2から第9条の4の2までを次のように改める。

第9条の2及び第9条の3 削除

（狩猟税の課税免除）

第9条の4 道内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第121条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、道の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第121条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第9条の4の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出

する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に道の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第121条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、道の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第13条中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の2から第9条の4の2までの改正規定（附則第9条の4第2項に係る部分に限る。）及び附則第12項の規定は、同年5月29日から施行する。

(経過措置) 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。 3 新条例附則第6条の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。 4 新条例附則第6条の3及び第6条の4の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用する。 5 新条例第34条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。 6 新条例第39条及び附則第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。 8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。 9 新条例附則第8条の2の7第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。 10 新条例附則第8条の2の7第4項及び第5項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。 11 新条例附則第9条の4第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。 12 新条例附則第9条の4第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。	13 新条例附則第9条の4の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。 14 施行日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の4及び第9条の4の2の規定の適用については、新条例附則第9条の4中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第9条の4の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。 （鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正） 15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。 第1条第1号中「及び附則第9条の4の2第1号」を削る。
--	--